**徳島県立三好病院からの重要なお知らせ**

**紹介状をお持ちでない方の初診･再診に係る特別料金について**

○令和４年度診療報酬制度改定に伴い、**令和４年10月1日から**、紹介状なしに外来を受診した患者さんに、ご負担頂く**「選定療養費（特別料⾦）」の金額が変更**になります。

○特別料金は、全額自己負担となりますので、当院の外来受診を希望される方は、

まずは、**お近くのかかりつけ医を受診してください**。

○利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

**「特別料金の内容」**

|  |  |
| --- | --- |
| **・紹介状なしで初診を受けられる⽅****（特別初診料）** | **７,７００円** **(消費税10％を含む)** |
| **・他の医療機関を紹介したにもかかわらず、****ご⾃⾝の選択により当院を再度受診される⽅****（特別再診料）** | **３,３００円** **(消費税10％を含む)** |

**※「初診」とは？**

　①当院を初めて受診する場合

　②受診歴はあるが、最終の受診から３カ月以上経過している場合

**※「特別料金」の徴収対象外となる場合は？**

　●「緊急その他やむを得ない事情がある場合」で、具体的には以下のとおり

　　**①**救急車により搬送された場合

**②**外来受診後に即日入院した場合

**③**国の公費負担医療制度･地方単独の公費負担医療制度（特定の障がい･疾病等

に着目したもの）の受給対象者

**④**HIV感染者

**⑤**労災・公務災害対象者（当該所管機関へ請求）

**⑥**生活保護による医療扶助対象者

**⑦**医師の指示により３カ月を超える期間後の診察となった場合

**⑧**新型コロナウイルスの検査を実施される際、保健所等から当院へ受診に係る

事前の連絡があった場合

**※「子どもはぐくみ医療費助成制度」の対象となる⽅についても、紹介状をお持ち**

**でない場合には、特別料金を御負担いただくことになります。**

◉お問い合わせ　徳島県立三好病院　事務局（0883-72-1131）